

社会福祉法人 シオン福祉会 西原白百合保育園園則

(重要事項説明書)

(名称・運営主体)

第1条 本園は、社会福祉法人シオン福祉会 西原白百合保育園と称する。
設置運営主体は、社会福祉法人シオン福祉会 代表 知念恵理香。

(所在地・連絡先)

第2条 本園の設置場所は、沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地に置く。
連絡先は、098-945-4534。

(目的及び運営方針)

第3条 本園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、入園する乳幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、キリスト教保育を主体とする温かい家庭的な雰囲気の中で養護と教育を一体的に行います。家庭との連携の下に、乳幼児を受容し情緒を安定させ、より良い集団生活を経験することによって、その心身の諸能力を調和的な成長発達を図ることを目的とする。
- (3) 本園は、園児の属する地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

(平等の原則)

第4条 本園は、園児、またはその保護者の国籍、信条、社会身分、または入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしない。

(利用施設)

第5条 利用施設は以下の通りである。

施設の種類	保育園
施設の名称	社会福祉法人シオン福祉会 西原白百合保育園
所在地	沖縄県中頭郡西原町字翁長 303 番地
連絡先	(電話) 098-945-4534 (FAX) 098-945-4571
管理者	園長 知念 恵理香
開設年月日	昭和 42 年 3 月 20 日 (琉球政府認可) 指令厚 353 号
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可番号	厚生省収児 845 号

(入所定員)

第6条 本園の定員は、80 名とし、その内訳は次のとおりとする。

ただし、実績は、その年度により変わる場合もある。

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
クラス名	つくし	すみれ	たんぽぽ	きく	ゆり	ひかり	80
定員	9	18	23	15	15	—	

(入所資格)

第7条 本園の入所資格は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童であり町より入所承諾を受けた者であること。

(施設・設備概要)

第8条 本園の施設・設備概要は次のとおりである。

敷地面積 (内園庭)		2,655 m ² (1,000 m ²)	
園舎面積 (構造)		710.85 m ² (鉄筋コンクリート造 2 階)	
乳児室・ほふく室	各 1 室	調理室	1 室
保育室	6 室	調乳室	2 室
遊戯室 (2 階デッキ室)	2 室	幼児用トイレ	5 室
事務室・保健室	各 1 室	沐浴室	1 室

(職員の職種、配置状況と職務内容)

第9条 本園では、児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員を配置する。(令和5年4月1日現在)

職 種	員 数	常 勤	非常勤 (パート)
園長・副園長	2 人	2 人	—
主任保育士	1 人	1 人	—
保育士	25 人	20 人	5 人
調理員	3 人	3 人	—
事務員	2 人	1 人	1 人
用務員	1 人	—	1 人
栄養士	1 人	—	1 人

(1) 施設長 (園長)

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長

副園長は、園長を補佐し、その事務を分担。園長事故あるときの代行。育児相談や保護者支援の事項を担当。園内外の整備を監督、指導する。

(3) 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育士

保育士は、保育計画及び全体的な計画の立案とその計画、全体的な計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 事務・用務員

事務・用務員は、当園全般の衛生管理を行う。

(7) 栄養士 (嘱託)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、食育への助言を行う。

(8) 嘱託医・嘱託歯科医

当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健診 (検診)、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(保育を提供する日)

第10条 保育を提供する日を以下の通りとする。

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日から1月3日） ※臨時休園日（台風襲来等による警報発令時、感染症流行時など）

(保育を提供する時間)

第11条 保育を提供する時間を以下の通りとする。

開園時間	月～金曜日 土曜日	午前7時15分～18時15分（延長なし） 午前7時15分～18時15分
保育時間	① 標準時間 ② 短時間	午前7時15分～18時15分までの範囲内 最長で8時間（時間帯指定あり・相談可）
延長・時間外保育 ※	① 標準時間 ② 短時間	なし <u>16:15～17:15 と 17:15～18:15 の2区分</u>

※延長・時間外保育は、保育時間以外でやむを得ない理由により保育が必要な場合に利用頂くものです（別途、料金が必要になります。）

(登降園)

第12条 登降園については、保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第13条 保育内容は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）に従い
児童の年齢、発達に応じてこれを分け、保育計画を立てている。

(食事の提供)

第14条 本園は、以下の通り食事を提供する。

- ① 栄養士による献立作成と自園調理
- ② 保育を提供する日は、毎日食事の提供を行いますが、行事等に合わせて弁当の持参をお願いする日があります。（月に1回程度）
- ③ 食事の時間帯
0歳児～2歳児は、間食を9時頃と15時半頃、昼食を11時～11時30分頃
3歳児～5歳児は、昼食を11時30分頃（食事量が安定するので間食はない。）
- ④ アレルギーへの対応について
アレルギーやその他の事情により、給食に配慮が必要な場合は、医師による診断書の下で除去食及び代替食にて対応する。

※医師による診断書の提出がない場合は対応出来ない為、必要に応じて弁当持参となる。

⑤ 衛生管理について

調理従事職員における日々の健康管理及び検便検査の実施（毎月 1 回）により衛生管理を徹底する。

⑥ その他

献立内容は毎月献立表にてお知らせする。県の「健康推進規程」により毎年保健所へ給食の現況報告と栄養の定期報告書を提出する。

（保育料と給食費）

第15条 （1）特定保育・教育に係る利用者負担（保育料）は、町の定める利用者負担額とする。（料金の納入は口座振替か納付書）

（2）保育の提供に要する実費の利用者負担がある（第 27 条）

（3）延長保育・時間外保育に係る利用者負担金がある。（第 28 条）

（4）3 歳以上は、給食費を月額 6500 円（主食費 1000 円・副食費 5500 円）の利用者負担がある。（給食費の納入は口座振替）

副食費免除対象者（主食費は徴収します）については西原町より名簿提供を受けます。

（利用の開始及び終了に関する事項）

第16条 （1）利用の開始について

西原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者に本「重要事項説明書」等に同意をいただき、保育の提供を行う。

（2）利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了する。

- ・ 2 号、3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）
- ・ 町外に転出するとき
- ・ 保護者から退園の申出があったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

（日課及び年間行事）

第17条 日課及び年間行事については、別に定める。

（欠 席）

第18条 園児が欠席するときは、アプリか電話にて 9 時 30 分までに届出ること。

(登園停止)

第19条 園児、または園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは、登園の停止を命じることが出来る。

(家庭連絡)

第20条 園は、保護者と常に綿密な連絡を保ち、園児に対する保育方針、園児の成長、栄養状況等、及び園の運営について、保護者の協力を得るものとする。

(服 装)

第 21 条 清潔感のあるもので、動きやすく、着脱しやすい材質であり、サイズの合ったもの（特に靴など）の着用を勧める。

(保健衛生)

第 22 条 健康管理、園児の健康診断は内科の嘱託小児科医によって年 2 回行われ、歯科検診も嘱託歯科医によって年 2 回行われる。その他、尿検査年 2 回、身体測定毎月 1 回行う。

- 1 伝染性疾患の場合は、医師の診断により完治してから登園する。（完治証明を提出）
- 2 前夜に熱があった等、その他異常のある場合は、必ずご連絡ください。
- 3 爪・顔・頭髮・皮膚等、不潔にならないよう気をつける。

■嘱託医

内 科		歯 科	
病院名	那覇市立病院小児科	医院名	にこにこ歯科・小児歯科
医院長名	新垣 洋平	歯科医名	上間 真紀子
所在地	那覇市古島 2 丁目 31-1	所在地	浦添市当山 2-9-3
電話番号	098-884-5111	電話番号	098-873-2525

(退 園)

第 23 条 退園する場合は、退園する月の 20 日までに退園届けを保育園に提出してください。

(緊急時における対応方法)

第 24 条 園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者又は保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

(非常災害対策)

第 25 条 以下の通り対策する。

消防計画届出年月日	東部消防組合 平成 27 年 6 月 17 日
避難訓練	年間計画に基づき、少なくとも毎月 1 回は、火災・地震・不審者侵入を想定した避難及び消火等訓練を行う。東部消防との合同訓練を年 1 回行う。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、消防機関通報火災設備、誘導灯

(台風災害)

- 第 26 条 1 暴風警報が発令された場合、朝 7 時の時点で発令中であれば、保育園は臨時休園とします。
- 2 暴風警報が午前 8 時までに解除された場合は、解除時間より、1 時間後から通常通り開園します。
- 3 午前 9 時～12 時までに解除された場合は、お弁当持参の上、解除時間より、1 時間後に開園します。
- 4 午後 12 時以降の解除は、臨時休園とします。
- 5 保育中に暴風警報が発令されたときは、速やかにお迎えをお願いします。
- ※その他、緊急災害（土砂崩れ）等の発生により、保育できないときは、臨時処置をとることも有ります。

(保育教材)

- 第 27 条 1 持ち物の中には、昼寝用の寝具など園に常備しておくもの（月曜持参し、金曜か土曜日に持ち帰り洗濯）と、カバン、連絡帳、着替え、タオルなど毎日持って登園するものがある。
- 2 保育教材（文具類、園帽、お便り帳、写真 DVD 等）とは、子どもの個人用の必要分で、進級時に一括して購入し、保育園で保管する。（必要物によって 1000 円～3000 円程度。）

(時間外保育事業)

- 第 28 条 1 目的は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う開園時間の範囲内において保育時間の延長に対する需要の増加に対応するとともに、乳幼児の福祉等の増進を図るため、時間外保育を実施します。
- 2 対象児童は、原則として実施保育園において保育されている児童であり、保育時間の延長が必要と認められる児童とする。

- 3 実施時間は、月曜～金曜日。短時間保育利用の、午後 4 時 15 分～午後 5 時 15 分と午後 5 時 15 分～午後 6 時 15 分の 2 区分。
- 4 時間外保育料は、当日、園にて支払い。短時間利用者は、1 時間 150 円。

(一時保育事業) ※現在、未実施。

第 29 条 1 対象児童は、生後 6 か月から就学前の児童で、一時的に保育が必要な方に保育を提供します。原則として登録制となります。(登録は園で)

- 2 **非定型的保育**…(週 3 日以内) 保護者の就労形態により、家庭による育児が継続的に困難となり、一時保育を必要とする児童。

私的理由による保育…(月 15 日以内) 保護者が育児に伴う心理肉体的負担を解消するためなどの私的理由により一時的に保育を必要とする児童。

緊急保育…(月 15 日以内) 保護者が出産、傷病、入院、冠婚葬祭等の事由により、緊急、一時的に保育を必要とする児童。

- 3 利用定員…一日おおむね 5 人程度とする。
- 4 保育時間…月曜～金曜日まで、午前 8 時～午後 5 時。
- 5 利用手続き…利用する者は、一時保育申請書に
 - ①住民票謄本若しくは健康保険証の写し
 - ②対象児童の健康診断
 - ③必要に応じて、事由等が明らかに出来る書類
(勤務・就学証明書・診断書・実施保育園長が、特に必要と認め提出を求める書類等)
 - ④印鑑(申請書に押印あり)

6 利用料金

区 分	0 歳児	1 ～ 2 歳児	3 歳以上
一 日	¥2,500	¥2,000	¥1,800
半 日	¥2,000	¥1,500	¥1,300

(地域子育て支援センター事業)

第 30 条 1 妊娠中の方、乳幼児、就学前までの子育て最中の方が、安心して楽しく子育てができるように、親子で遊びながら発達、絵本、食事、病気、子育てなど、親子同士の情報交換や保育士を交えての相談の場をもつことを目的とする。

- 2 利用時間…月～金(9 時～12 時・13 時～15 時) 木曜は、個人相談を優先。
- 3 利用料…無料です。

(相談・要望・苦情窓口)

第 31 条 本園は、利用者からのご意見・要望・苦情について適切な解決に努める。

相談・苦情受付担当者	保育士 崎濱知子
相談・苦情受付責任者	園長 知念恵理香
第三者委員	漢那美津子・與古田尚子
受付方法	来園、文書、電話等により受け付けます。 ※園玄関に意見箱を設置

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 32 条 本園は、職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じる。

- (1) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施。
- (2) 児童の人権擁護及び虐待の防止を図るため、児童虐待防止マニュアルを作成し、児童虐待の早期発見に努める。(子育てでお困りのことがあればいつでもご相談ください。)

(賠償責任保険の加入)

第 33 条 本園は、以下の保険に加入する。

保険会社	GM保険
保険種類	災害共済給付

(個人情報の取り扱いについて)

第 34 条 個人情報の取り扱いについて次のように定める。

(1) 利用目的

本園では、園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡、その他保育運営に必要な範囲の目的のために利用する。個人情報の項目は、園児の氏名・生年月日・写真・発育履歴・その他保育に必要な情報。

(2) 情報の保護

本園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないよう適切に管理する。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合がある。

- ・保護者の承諾がある場合
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。